

令和元年

# 上尾市議会 9 月定例会議案

## 概 要

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 2 5 号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 2 6 号	上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 2 7 号	上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について……………	3
議案第 2 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	4
議案第 2 9 号	上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 3 0 号	上尾市森林環境譲与税基金条例の制定について……………	6
議案第 3 1 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 3 2 号	上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定について……………	8
議案第 3 3 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 3 4 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 3 5 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議案第 3 6 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 3 7 号	上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 3 8 号	上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 3 9 号	上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する	

	る条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議案第 4 0 号	工事請負契約の締結について……………	1 6
議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について……………	2 0
議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について……………	2 4
議案第 4 3 号	財産の取得について……………	2 7
議案第 4 4 号	財産の取得について……………	2 8
議案第 4 5 号	財産の取得について……………	2 9
議案第 4 6 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	3 0
議案第 4 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3 1
議案第 4 8 号	上尾市の公の施設を桶川市の住民の利用に供させる ことに関する協議について……………	3 2
議案第 4 9 号	市道路線の認定について……………	3 6

議案第25号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(市民生活部市民課)

1 提案理由	住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえて、印鑑登録原票に登録する事項等を見直すもの
2 内容	<p>1 住民票に旧氏の記載をすることを求めることができるようになったことに伴い、印鑑の登録においても次のとおり旧氏を使用できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 印鑑登録原票に登録する事項に「旧氏」を追加する。</li><li>② 旧氏で表された印鑑の登録を可能とする。</li></ul> <p>2 性同一性障害者等に配慮するため、印鑑登録原票に登録する事項から「男女の別」を削除する。</p>
3 施行期日	令和元年11月5日

議案第26号

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部行政経営課)

<p>1 提案理由</p>	<p>職員が育児休業を取得することによって当該育児休業期間中における職員の配置人数に減員が生じている現状を改善するため、育児休業中の職員については職員定数に含めないようにするもの</p>								
<p>2 内容</p>	<p>本市の職員定数は上尾市職員定数条例により上限が定められている。</p> <p>職員定数に対する配置職員数を算出するにあたっては、「育児休業をしている職員」は当該配置職員数に含まれるが、これを含めないよう改めるもの</p> <p>&lt;改正前&gt;</p> <table border="1" data-bbox="450 1081 1401 1245"> <tr> <td>育児休業をしている職員</td> <td>代替職員</td> </tr> <tr> <td>職員定数に含まれる</td> <td>パート職員を配置している</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>&lt;改正後&gt;</p> <table border="1" data-bbox="450 1440 1401 1644"> <tr> <td>育児休業をしている職員</td> <td>代替職員</td> </tr> <tr> <td>職員定数に含まれない</td> <td>正規職員を配置することができるようになる</td> </tr> </table> <p>※ 正規職員の配置は、新規採用により対応する。</p> <p>ただし、当該新規採用職員数は、採用の翌年度に生じる退職者数の範囲内とする。</p>	育児休業をしている職員	代替職員	職員定数に含まれる	パート職員を配置している	育児休業をしている職員	代替職員	職員定数に含まれない	正規職員を配置することができるようになる
育児休業をしている職員	代替職員								
職員定数に含まれる	パート職員を配置している								
育児休業をしている職員	代替職員								
職員定数に含まれない	正規職員を配置することができるようになる								
<p>3 施行期日</p>	<p>令和2年4月1日</p>								

議案第27号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について


(総務部職員課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し、必要な事項を定めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>法の改正により、下図のように会計年度任用職員制度を導入</p> <div style="text-align: center;"> <p>( 現 行 )</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p><b>パート職員</b> 産休代替・業務繁忙補助等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p><b>一般職非常勤職員</b> 窓口業務員・子育て支援員等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p><b>非常勤特別職(一部)</b> スクールソーシャルワーカー 少年受援センター補導委員等</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">※ 事務区長は 特別職から除外しなければならない法改正</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><b>会計年度任用職員</b></p> <p>1 会計年度任用職員に支給する報酬等の種類の設定</p> <p>(1) パートタイム会計年度任用職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）に支給するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">報酬、期末手当及び費用弁償</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員（技能労務職員及び企業職員に限る。）及びフルタイム会計年度任用職員に支給するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当並びに旅費</p> <p>2 支給できる報酬又は給料月額の上限の設定</p> <p>3 関連条例の廃止</p> <p style="padding-left: 40px;">この条例の制定に伴い、上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>令和2年4月1日</p>

<p>議案第 28 号</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務部職員課)</p>	
1 提案理由	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に適用する規定について、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正</p> <p>上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定に伴い、この条例が適用となる職員を適用除外するもの</p> <p>2 上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び上尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</p> <p>会計年度任用職員への当該処分の規定を整備するもの</p> <p>3 上尾市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>会計年度任用職員等に移行する職を削除するもの</p> <p>4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例</p> <p>地方公務員法の改正に伴い、引用条文を整理するもの</p> <p>5 上尾市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>一定の要件を満たす会計年度任用職員においては、育児休業及び部分休業をすることができるようにするもの</p> <p>6 上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>一定の会計年度任用職員をこの条例の対象とするもの</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第29号

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(都市整備部市街地整備課)

1 提案理由	租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの	
2 内容	引用条項が変更になったことによる規定の整理を行う。  <table border="1" data-bbox="392 719 844 759"><tr><td>条例別表3の項の改正部分</td></tr></table> 【改正前】 「 <u>令第20条の2第13項又は第38条の4第22項</u> に規定する要件」   【改正後】 「 <u>令第20条の2第14項又は第38条の4第23項</u> に規定する要件」	条例別表3の項の改正部分
条例別表3の項の改正部分		
3 施行期日	公布の日	



議案第30号

上尾市森林環境譲与税基金条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由

森林の整備を促進するため国から交付される森林環境譲与税を適正に管理し、及び執行するため、基金を設置するもの

2 内容

【設置の目的】

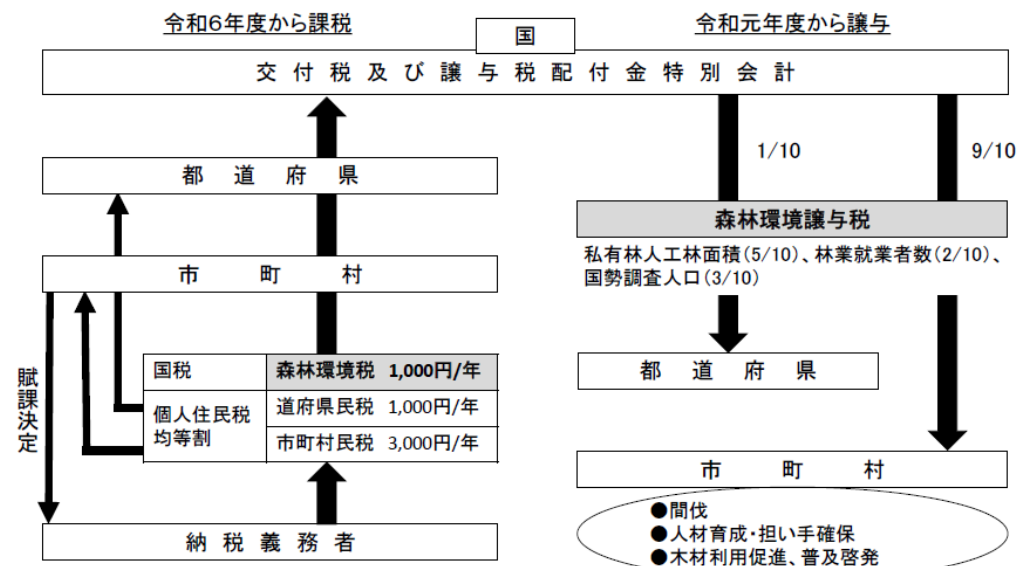
森林環境譲与税を適正に管理し、及び執行するため

【基金の積立】

市が交付を受けた森林環境譲与税の額に相当する額  
(平成31年度の試算額は、870万2,000円)

【基金の処分】

木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てる場合に限り、処分することが可能



3 施行期日

公布の日



<p>議案第 3 2 号</p> <p>上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(教育総務部スポーツ振興課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の廃止に伴い、当該施設の使用料に関する条例を廃止するもの</p>
2 内容	<p>上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の老朽化により、10月末日をもって施設の利用を中止するので、当該施設の使用料に関する上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する。</p>
3 施行期日	<p>令和元年11月1日</p>

議案第 3 3 号

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(健康福祉部福祉総務課)

<p>1 提案理由</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの</p>							
<p>2 内容</p>	<p>災害援護資金の貸付けを受けた者及びその保証人の資産等の状況の報告等を求める権限の付与その他の災害援護資金の償還金の支払猶予及び償還免除に係る法令の規定の整備に伴い、引用条項の変更その他の規定の整備を行う。</p> <p><b>条例第 1 5 条第 3 項の改正部分</b></p> <p>【改正前】 「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「償還金の支払猶予、償還免除、<u>報告等</u>、一時償還及び違約金」</p> <p>【改正前】 「法第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から第 1 1 条まで」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【改正前】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr><td>法第 13 条第 1 項</td></tr> <tr><td>令第 10 条</td></tr> <tr><td>令第 11 条</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正後】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr><td>法第 13 条</td></tr> <tr><td>法第 14 条第 1 項</td></tr> <tr><td>法第 16 条</td></tr> <tr><td>令第 12 条</td></tr> </table> </div> <div style="font-size: small;"> <p>支払猶予</p> <p>償還免除</p> <p><u>報告等《新設》</u></p> <p>支払猶予</p> </div> </div>	法第 13 条第 1 項	令第 10 条	令第 11 条	法第 13 条	法第 14 条第 1 項	法第 16 条	令第 12 条
法第 13 条第 1 項								
令第 10 条								
令第 11 条								
法第 13 条								
法第 14 条第 1 項								
法第 16 条								
令第 12 条								
<p>3 施行期日</p>	<p>公布の日</p>							



議案第35号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子ども未来部保育課）

1 提案理由	内閣府令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を当該内閣府令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p><b>1 連携施設の確保義務の緩和</b></p> <p>① 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難で、連携協力を行う者との間で役割分担及び責任の所在が明確化されているなどの要件を満たすときは、当該連携施設の確保を不要とした上で、小規模保育事業A型事業者等を、連携協力を行う者として確保しなければならないこととする。</p> <p>② 特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難なときは、当該連携施設の確保を不要とした上で、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業施設又は認可外保育施設であって市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として確保しなければならないこととする。</p> <p><b>2 連携施設の確保義務の免除</b></p> <p>満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。</p> <p><b>3 食事の提供に要する費用の取扱いの変更</b></p> <p>保育料の一部として負担されていた3歳児から5歳児の副食材料費は無償化後も保護者の負担となるが、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の副食材料費は免除する。</p>
3 施行期日	令和元年10月1日

<p>議案第 36 号</p> <p>上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子ども未来部保育課)</p>	
1 提案理由	<p>厚生労働省令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの</p>
2 内容	<p><b>1 連携施設の経過措置の期限の延長</b></p> <p>家庭的保育事業者等の連携施設の確保の経過措置の期限を更に5年間延長する。</p> <p><b>2 連携施設の確保義務の緩和</b></p> <p>家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難なときは、当該連携施設の確保を不要とした上で、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業施設又は認可外保育施設であって市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として確保しなければならないこととする。</p> <p><b>3 連携施設の確保義務の免除</b></p> <p>満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。</p> <p><b>4 居宅以外の家庭的保育事業者の自園調理に関する経過措置</b></p> <p>家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とする。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第37号

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部発達支援相談センター)

1 提案理由	児童福祉法施行令の一部改正に伴い、利用者負担額に係る規定を整備するもの
2 内容	消費税の増税に伴う保育の無償化と併せて、就学前の障害児の発達支援について無償化が行われることとなったため、児童発達支援センターであるつくし学園に通園する児童の保護者が納付する利用者負担額について、国の定める額と同額とする。
3 施行期日	令和元年10月1日



<p>議案第 38 号</p> <p>上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(上下水道部業務課)</p>										
1 提案理由	<p>水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことから、指定の更新の際に徴収する手数料の額を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うもの</p>									
2 内容	<p><b>1 手数料条項の改正</b></p> <p>水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されたため、手数料条項に指定の更新の際に徴収する手数料の額を加える。</p> <p>【改正前】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給水装置工事事業者の指定</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 件</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給水装置工事事業者の指定</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 件</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"><u>給水装置工事事業者の指定の更新</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 件</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p><b>2 その他所要の改正</b></p> <p>上記改正に併せて所要の規定の整理をする。</p>	給水装置工事事業者の指定	1 件	10,000 円	給水装置工事事業者の指定	1 件	10,000 円	<u>給水装置工事事業者の指定の更新</u>	1 件	10,000 円
給水装置工事事業者の指定	1 件	10,000 円								
給水装置工事事業者の指定	1 件	10,000 円								
<u>給水装置工事事業者の指定の更新</u>	1 件	10,000 円								
3 施行期日	令和元年 10 月 1 日									

議案第39号

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(消防本部消防総務課)

1 提案理由	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、上尾市消防団員の欠格条項に関する規定を改めるもの
2 内容	<p><b>1 上尾市消防団員の欠格条項の改正</b></p> <p>成年被後見人又は被保佐人であるという理由で一律に資格等から排除する欠格条件を改めるため、地方公務員法の一部改正に合わせて、成年被後見人等は、消防団員となることができないとする規定を削る。</p> <p><b>条例第4条の改正内容</b></p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ← <b>削る</b></p> <p><b>2 その他所要の改正</b></p> <p>上記改正に併せて所要の規定の整理をする。</p>
3 施行期日	令和元年12月14日

議案第40号

工事請負契約の締結について

(都市整備部河川課)

1 提案理由 準用河川浅間川護岸工事に関する工事請負契約を締結するもの

2 内容 準用河川浅間川事業計画に基づき、当該地域の浸水被害解消を目的として、護岸に関する必要な措置を講ずるもの

1 契約の目的 (準) 浅間川護岸工事  
 2 契約の方法 条件付一般競争入札  
 3 契約の金額 205,040,000円  
 4 契約の相手方 上尾市大字平方1312番地  
 遠藤建設工業株式会社

入札記録

入札日時 令和元年8月6日(火) 午前9時41分

入札業者		入札額(円)	摘要
1	株式会社井口工業	185,400,000	失格
2	遠藤建設工業株式会社	186,400,000	落札
3	大石建設興業株式会社	186,448,000	
4	忠和総合建設業協同組合	186,500,000	
5	株式会社今川工務店	189,520,000	
6	株式会社山崎土建	191,580,000	
7	株式会社シマダ	195,800,000	
8	アサヒ住建株式会社	199,820,000	
9	株式会社高德建設		辞退

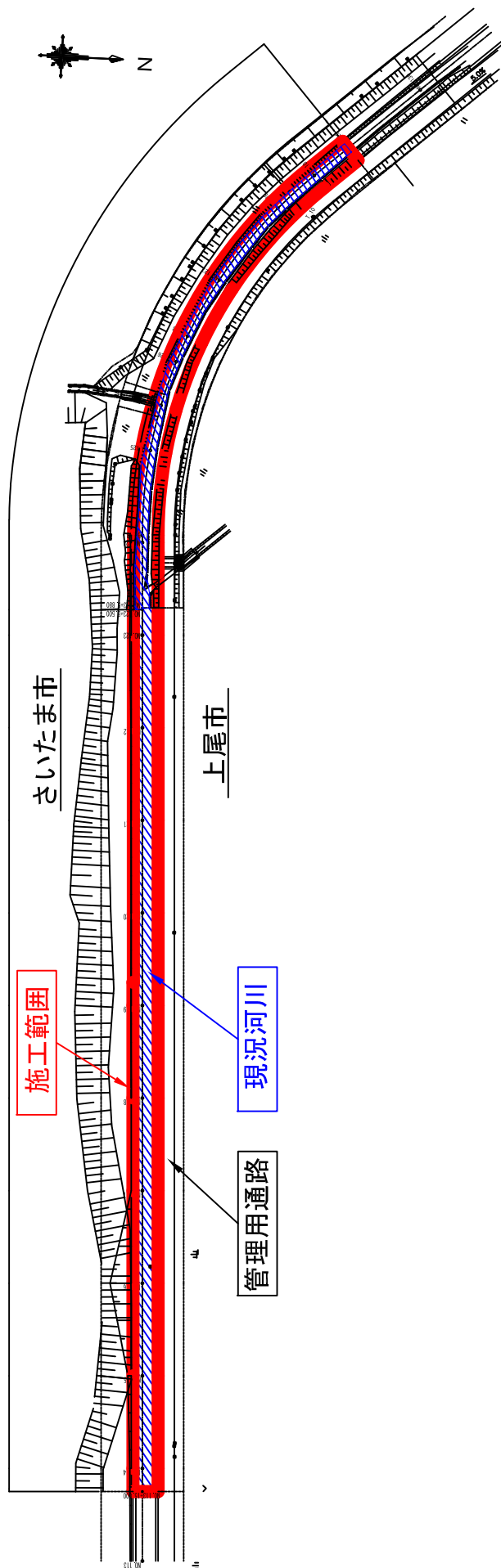
※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。  
 ※ 摘要欄の失格は、当該入札が最低制限価格を下回ったことによるものである。

# 位置図



# 計画平面図

施工延長 L=305.000m

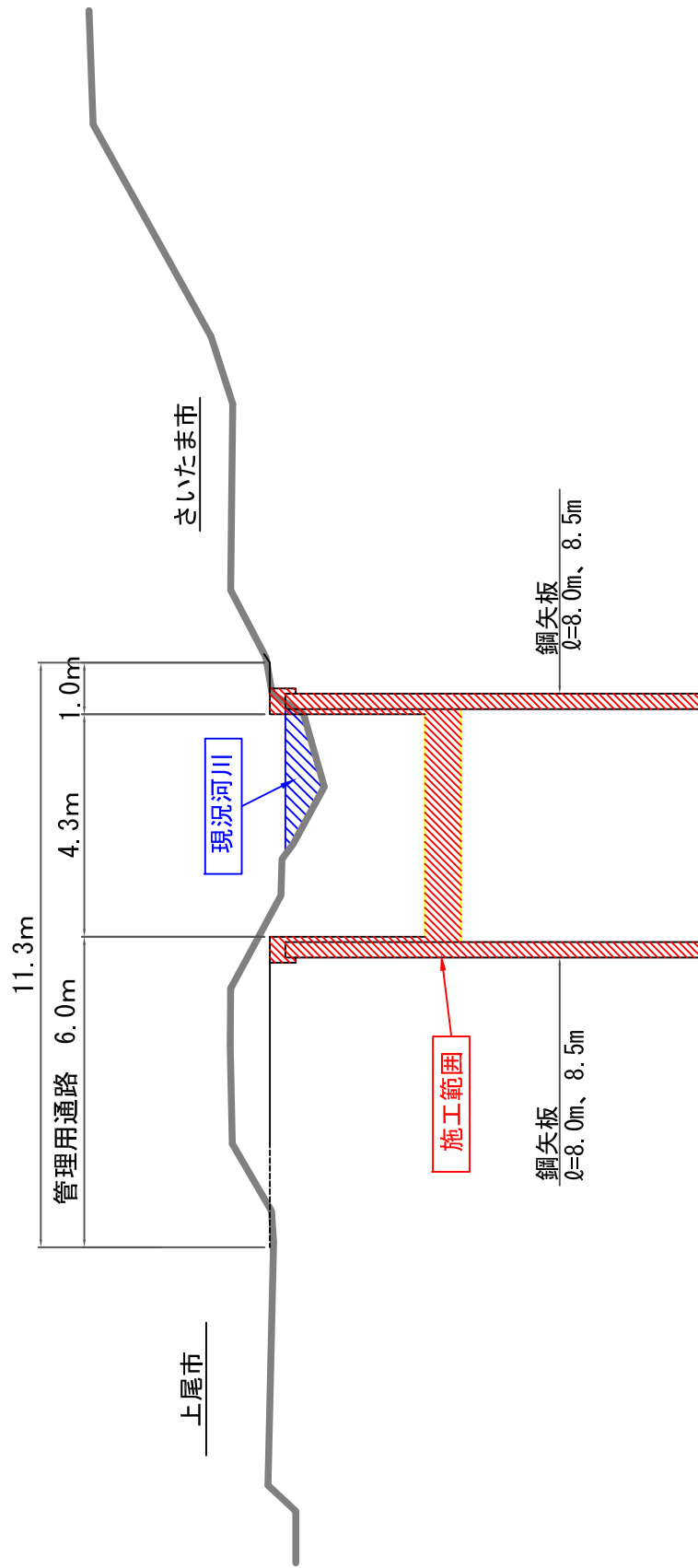


施工範囲

現況河川

管理用通路

# 断面図



議案第 4 1 号

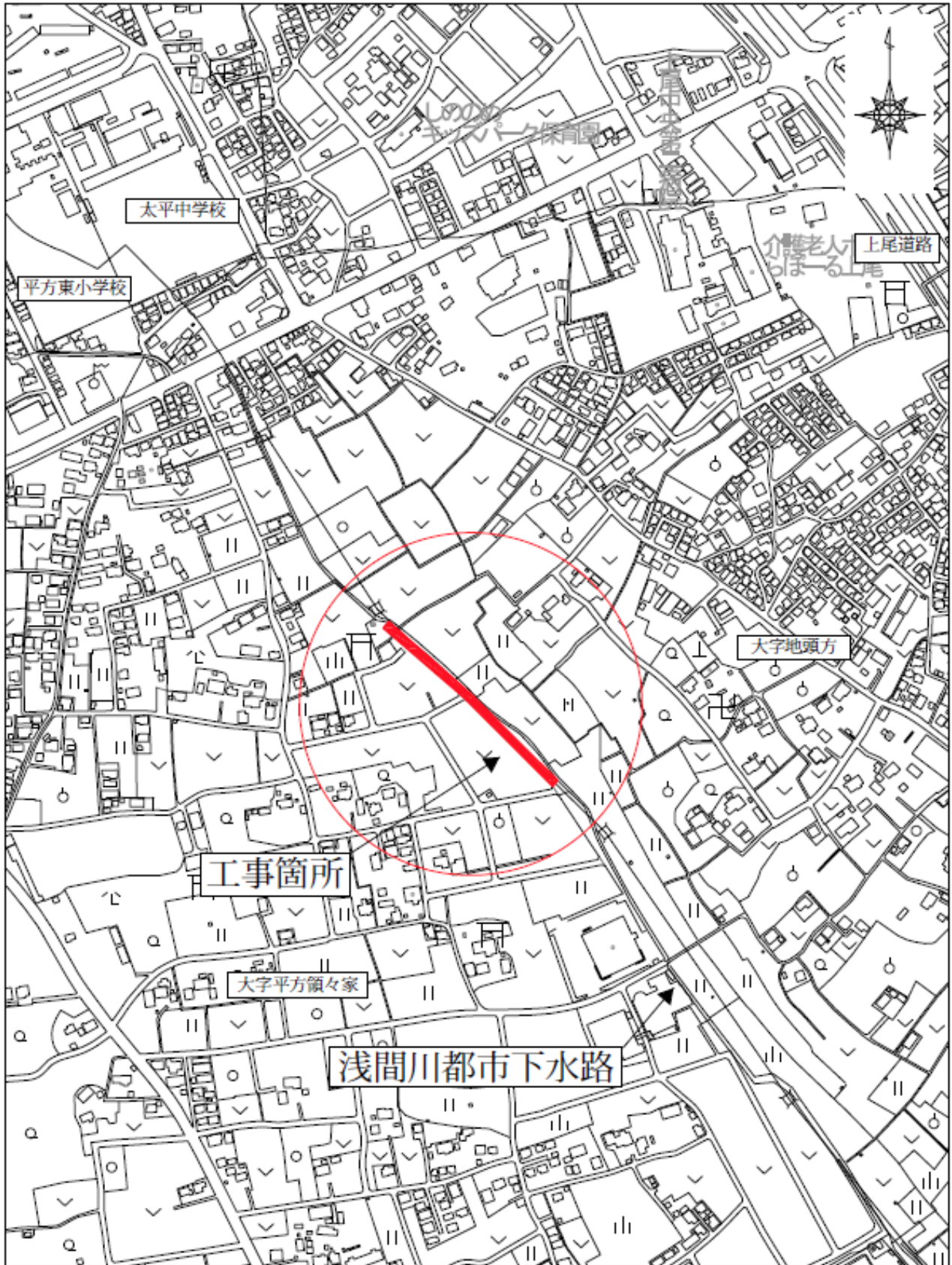
工事請負契約の締結について

(都市整備部河川課)

1 提案理由	浅間川都市下水路護岸工事に関する工事請負契約を締結するもの																																								
2 内容	<p>浅間川都市下水路事業計画に基づき、当該地域の浸水被害解消を目的として、護岸に関する必要な措置を講ずるもの</p> <p>1 契約の目的 浅間川都市下水路護岸工事</p> <p>2 契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 契約の金額 145,035,000円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市大字平方3540番地2 株式会社井口工業</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和元年8月6日(火)午前9時56分</p> <table border="1" data-bbox="416 1120 1469 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大石建設興業株式会社</td> <td>131,536,000</td> <td>失格</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>忠和総合建設業協同組合</td> <td>131,600,000</td> <td>失格</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社井口工業</td> <td>131,850,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社今川工務店</td> <td>134,780,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社山崎土建</td> <td>136,200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>株式会社シマダ</td> <td>139,600,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>アサヒ住建株式会社</td> <td>142,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>遠藤建設工業株式会社</td> <td></td> <td>一抜け</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>株式会社高德建設</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p> <p>※ 摘要欄の失格は、当該入札が最低制限価格を下回ったことによるものである。また、一抜けは、一抜け方式により、先に行った入札の落札候補者となったことから入札書は無効とし、辞退したものとして取り扱うものである。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	大石建設興業株式会社	131,536,000	失格	2	忠和総合建設業協同組合	131,600,000	失格	3	株式会社井口工業	131,850,000	落札	4	株式会社今川工務店	134,780,000		5	株式会社山崎土建	136,200,000		6	株式会社シマダ	139,600,000		7	アサヒ住建株式会社	142,100,000		8	遠藤建設工業株式会社		一抜け	9	株式会社高德建設		辞退
入札業者		入札額(円)	摘要																																						
1	大石建設興業株式会社	131,536,000	失格																																						
2	忠和総合建設業協同組合	131,600,000	失格																																						
3	株式会社井口工業	131,850,000	落札																																						
4	株式会社今川工務店	134,780,000																																							
5	株式会社山崎土建	136,200,000																																							
6	株式会社シマダ	139,600,000																																							
7	アサヒ住建株式会社	142,100,000																																							
8	遠藤建設工業株式会社		一抜け																																						
9	株式会社高德建設		辞退																																						

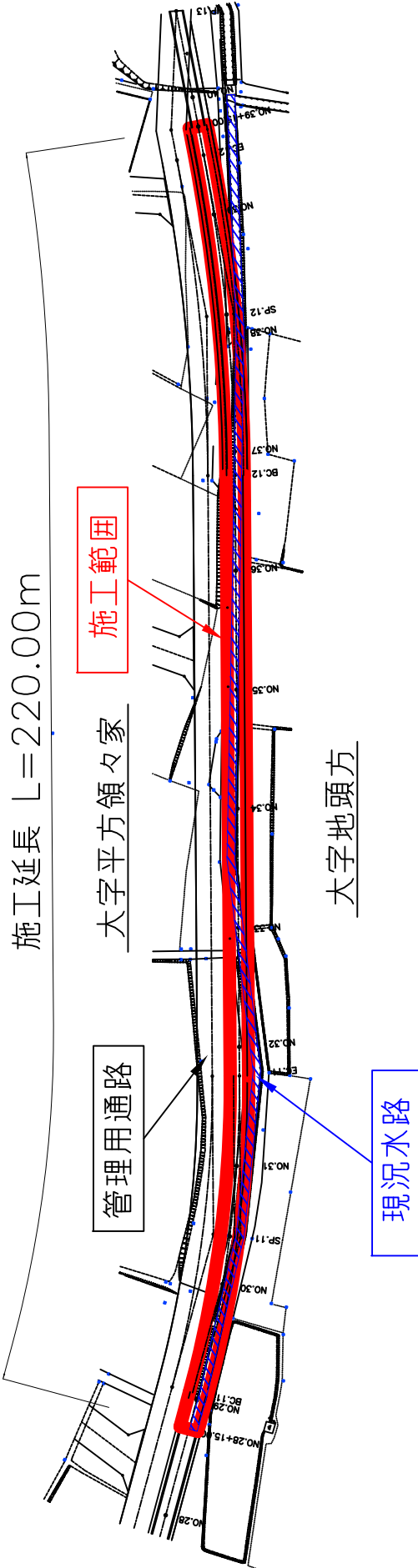


# 位置図

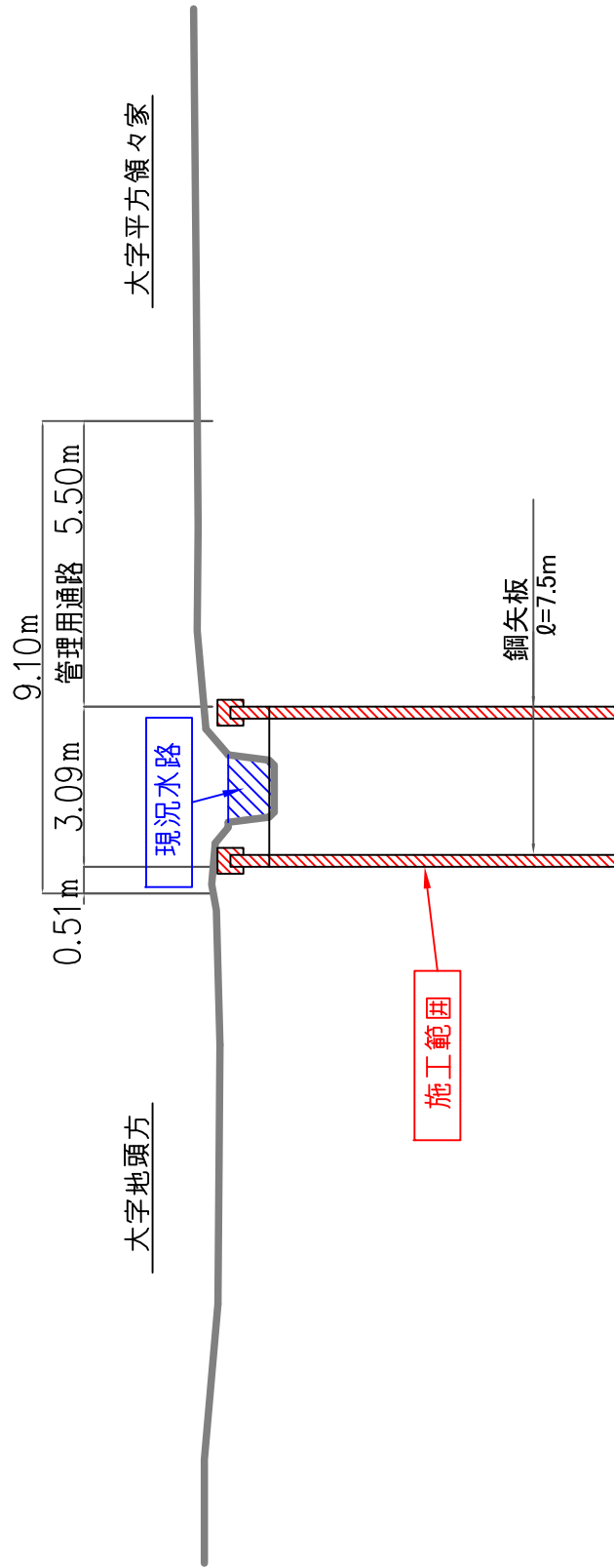




# 計画平面図



# 断面図



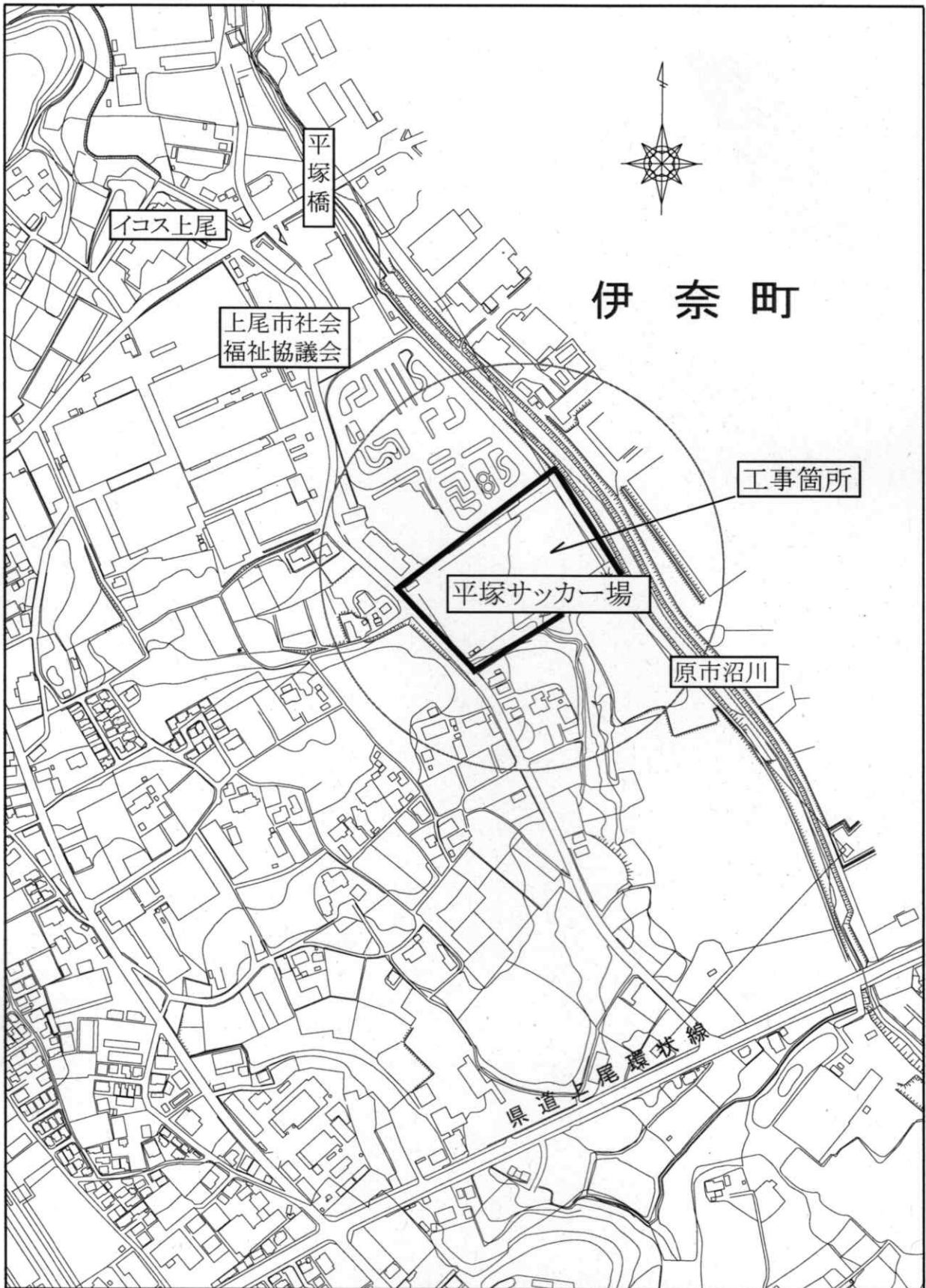
議案第42号

工事請負契約の締結について

(教育総務部スポーツ振興課)

<p>1 提案理由</p>	<p>平塚サッカー場改修工事に関する工事請負契約を締結するもの</p>																								
<p>2 内容</p>	<p>平塚サッカー場を土のグラウンドから人工芝へ改修し、あわせて防球ネット及び外周施設の改修工事を行うもの</p> <p>1 契約の目的 平塚サッカー場改修工事</p> <p>2 契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 契約の金額 246,620,000円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市大字畔吉739番地9 大石建設興業株式会社</p> <p style="text-align: center;">入 札 記 録</p> <p>入札日時 令和元年8月6日(火)午前10時25分</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1461 1632"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千代本興業株式会社</td> <td>223,807,000</td> <td>失格</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大石建設興業株式会社</td> <td>224,200,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社シマダ</td> <td>224,200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>アサヒ住建株式会社</td> <td>236,970,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社高德建設</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p> <p>※ 摘要欄の落札は、電子くじの結果によるものである。また、失格は、当該入札が最低制限価格を下回ったことによるものである。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	千代本興業株式会社	223,807,000	失格	2	大石建設興業株式会社	224,200,000	落札	3	株式会社シマダ	224,200,000		4	アサヒ住建株式会社	236,970,000		5	株式会社高德建設		辞退
入札業者		入札額(円)	摘要																						
1	千代本興業株式会社	223,807,000	失格																						
2	大石建設興業株式会社	224,200,000	落札																						
3	株式会社シマダ	224,200,000																							
4	アサヒ住建株式会社	236,970,000																							
5	株式会社高德建設		辞退																						

# 位置図







議案第44号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由

高規格救急自動車を取得するもの

2 内容

救急現場における高度な救命救急活動に充てるため、高規格救急自動車を更新整備して取得するもの

- 1 自動車の数量 高規格救急自動車（更新） 1台
- 2 取得の方法 条件付一般競争入札
- 3 取得価格 30,151,000円
- 4 契約の相手方 上尾市上平中央一丁目11番地9  
埼玉トヨタ自動車株式会社 上尾店

入札記録

入札日時 令和元年6月21日（金）午前9時40分

入札業者		入札額（円）	摘要
1	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店	27,410,000	落札
2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	29,200,000	
3	株式会社サイボウ上尾営業所	32,410,000	
4	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	32,450,000	
5	日本機械工業株式会社本社営業部	32,450,000	

※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。

議案第45号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由	高規格救急自動車を取得するもの																								
2 内容	<p>救急現場における高度な救命救急活動に充てるため、高規格救急自動車を新規に取得するもの</p> <p>1 自動車の数量 高規格救急自動車（新規） 1台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 30,107,000円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市上平中央一丁目11番地9 埼玉トヨタ自動車株式会社 上尾店</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和元年6月21日（金）午前10時00分</p> <table border="1" data-bbox="391 1344 1428 1724"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店</td> <td>27,370,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>埼玉日産自動車株式会社フリート営業部</td> <td>28,950,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社サイボウ上尾営業所</td> <td>32,360,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所</td> <td>32,400,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>日本機械工業株式会社本社営業部</td> <td>32,400,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額（円）	摘要	1	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店	27,370,000	落札	2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	28,950,000		3	株式会社サイボウ上尾営業所	32,360,000		4	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	32,400,000		5	日本機械工業株式会社本社営業部	32,400,000	
入札業者		入札額（円）	摘要																						
1	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店	27,370,000	落札																						
2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	28,950,000																							
3	株式会社サイボウ上尾営業所	32,360,000																							
4	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	32,400,000																							
5	日本機械工業株式会社本社営業部	32,400,000																							



議案第46号

損害賠償の額を定め、和解することについて

(学校教育部学校保健課)

1 提案理由	上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解するもの
2 内容	<p>1 相手方 甲（被害者）</p> <p>住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>親権者父 ○ ○ ○ ○</p> <p>親権者母 ○ ○ ○ ○</p> <p>乙（連帯債務者）</p> <p>住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>親権者父 ○ ○ ○ ○</p> <p>親権者母 ○ ○ ○ ○</p> <p>2 事故の概要 平成23年2月21日午前11時ころ、上尾市立小学校教室内において、社会科の授業時間中に、乙が投げた分度器が甲の左目に当たり、角膜裂傷等の傷害を負ったもの</p> <p>3 和解の要旨 本件負傷事故に関する損害賠償金1,696万1,204円について、乙は甲に対し801万8,658円を支払い、市は甲に対し894万2,546円を支払う。市、甲及び乙は、本件事故に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確認する。</p>

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	参議院埼玉県選出議員補欠選挙を令和元年10月27日に執行することが同年8月8日に決定されたことに伴い、その選挙費について緊急に平成31年度上尾市一般会計補正予算(第3号)を編成する必要が生じ、同月13日専決処分したので、その承認を求めるもの
2 内容	歳入歳出補正予算額 59,979千円の追加  【歳入】 県支出金(参議院埼玉県選出議員補欠選挙事務委託金)  【歳出】 参議院埼玉県選出議員補欠選挙事業

議案第 48 号

上尾市の公の施設を桶川市の住民の利用に供させることに関する協議について  
(上下水道部下水道施設課)

1 提案理由

上尾市公共下水道を桶川市の住民の利用に供させることについて協議するもの

2 内容

上尾市の公共下水道を桶川市の住民が利用するため、上尾市に隣接する桶川市東二丁目地区の一部区域について、桶川市と本市で地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づく協定を締結する。

1 利用に供させる公の施設の名称

上尾市公共下水道

2 区域外流入対象区域

桶川市東二丁目地内

3 区域外流入対象面積

約 0.005 ヘクタール

4 利用の方法

上尾市下水道条例の定めるところによる

5 経費の負担

桶川市の負担とする

対象地番 (別図 対象区域)

土地の所在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
桶川市東二丁目	904 番 10	宅地	54.21

## 協 定 書

上尾市（以下「甲」という。）と桶川市（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、乙の住民が甲の公共下水道を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（公共下水道の利用者）

第1条 甲の公共下水道を利用することができる乙の住民（以下「利用者」という。）は、別図に示す区域（以下「対象区域」という。）内の土地の所有者、使用者及び占有者とする。

（接続方法）

第2条 利用者が甲の公共下水道に排水設備等を接続する方法は、上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号）の規定に基づくものとする。

（維持管理）

第3条 甲及び乙は、財産区分に応じ維持管理するものとする。

（区域外流入負担金）

第4条 乙は、対象区域（道路部分を除く。）について、1平方メートル当たり356円を甲に負担するものとする。

（使用料）

第5条 乙は、桶川市下水道使用料条例（昭和55年桶川市条例第19号）の規定に基づき利用者から使用料を徴収するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を保有する。

令和 年 月 日

上尾市本町三丁目1番1号

甲 上 尾 市

上尾市長 畠 山 稔 印

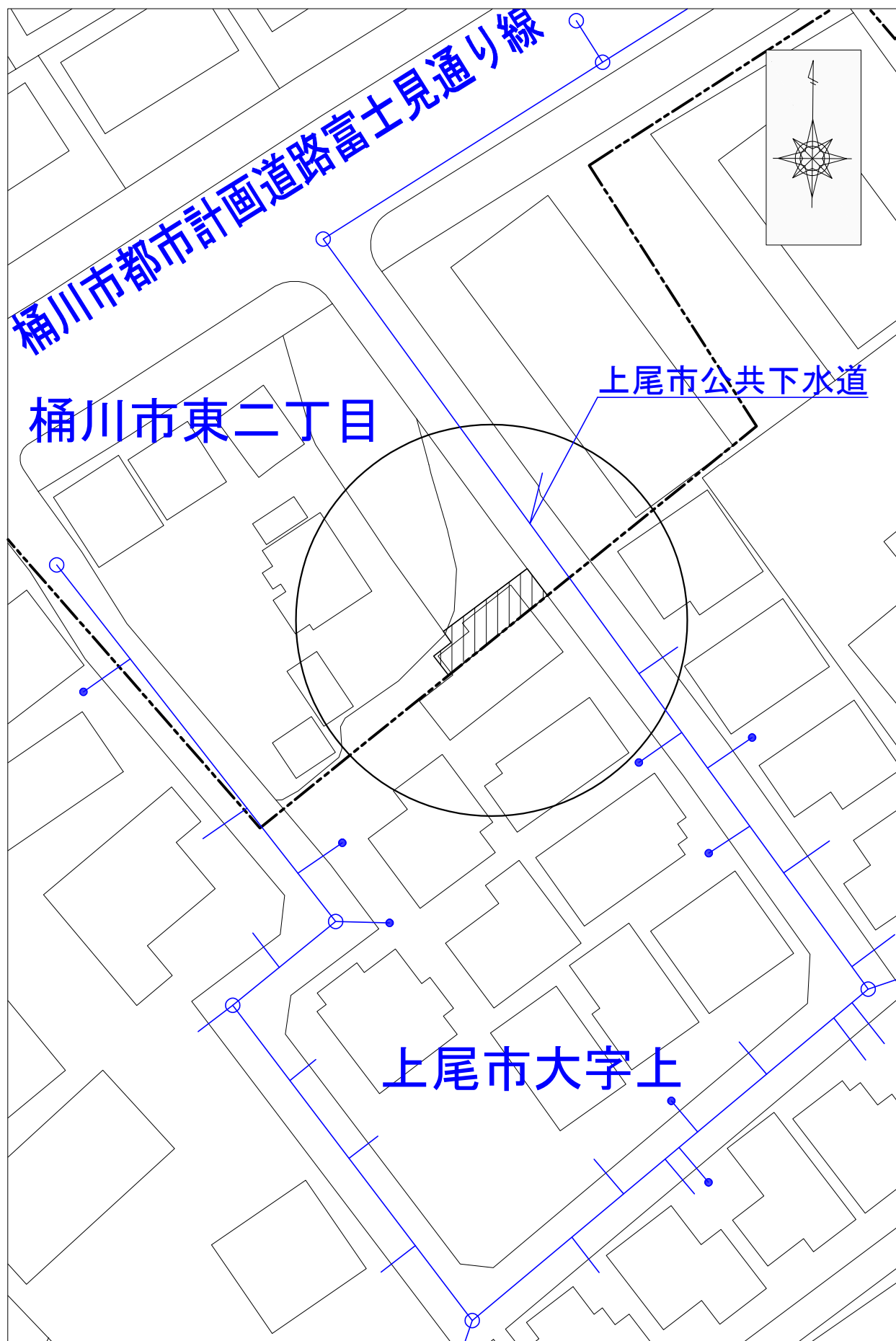
桶川市泉一丁目3番28号

乙 桶 川 市

桶川市長 小 野 克 典 印

別図

# 対象区域



議案第49号

市道路線の認定について

(都市整備部道路課)

1 提案理由

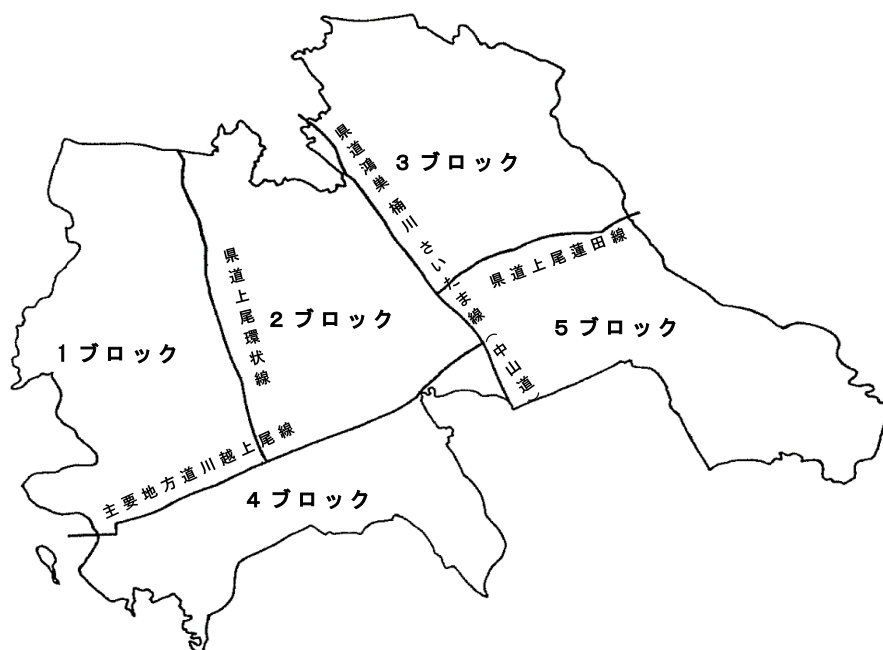
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定するもの

2 内容

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
1ブロック	10778号線	1	101.67
3ブロック	31192号線	1	57.66
	31193号線	1	77.19
	31194号線	1	80.18
5ブロック	51138号線	1	72.49
計		5	389.19

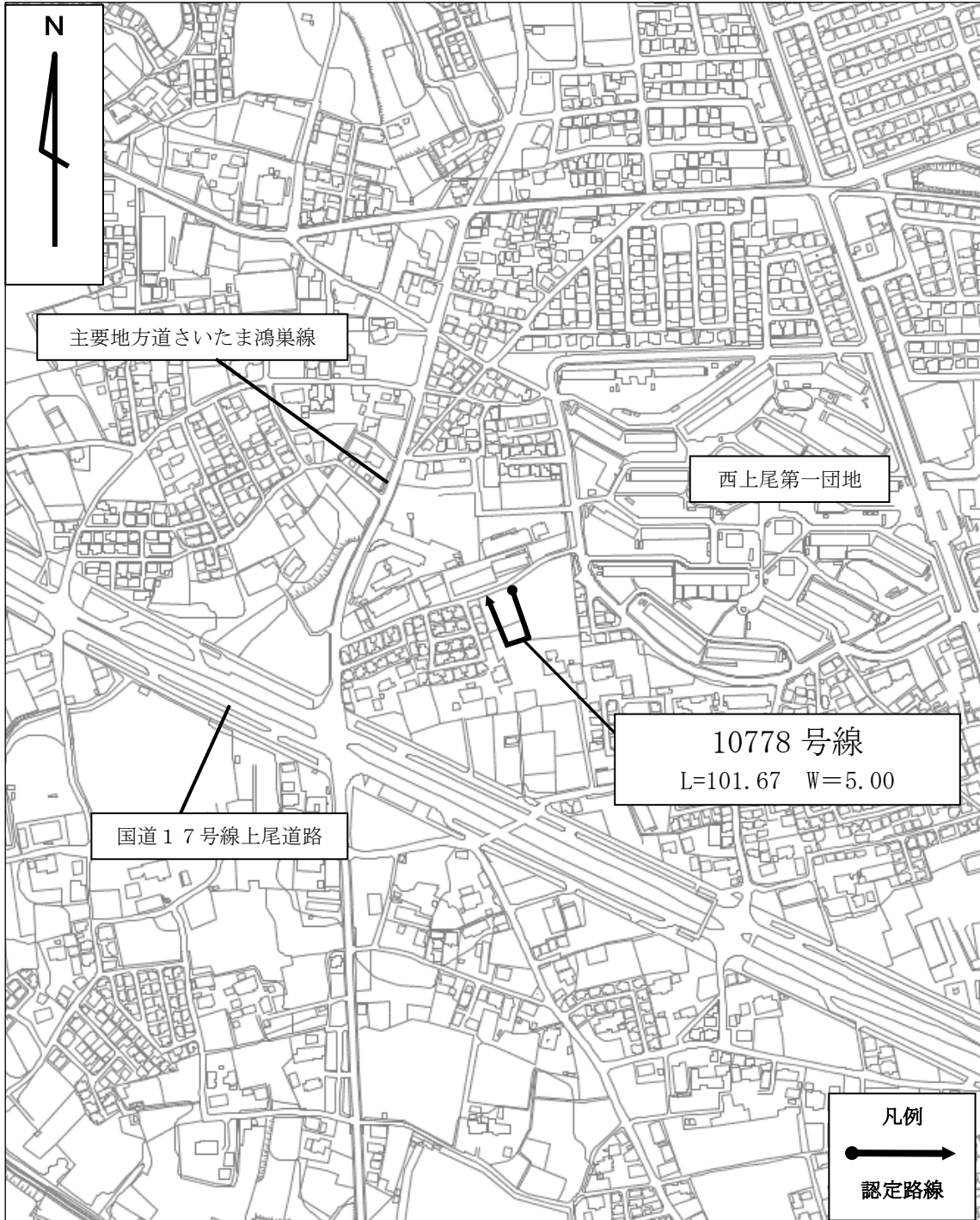
市道路線ブロック区分図



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

1ブロック

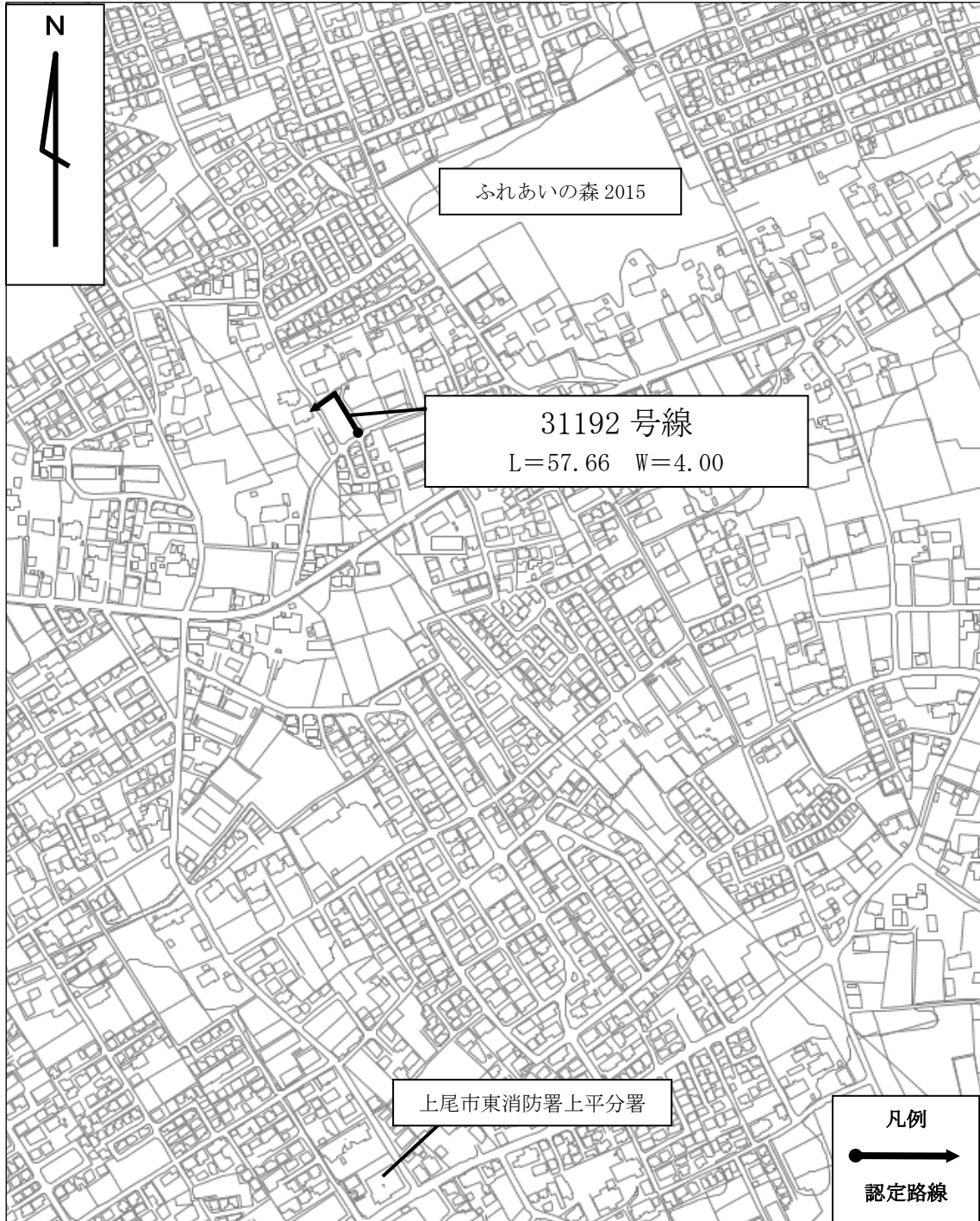




# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

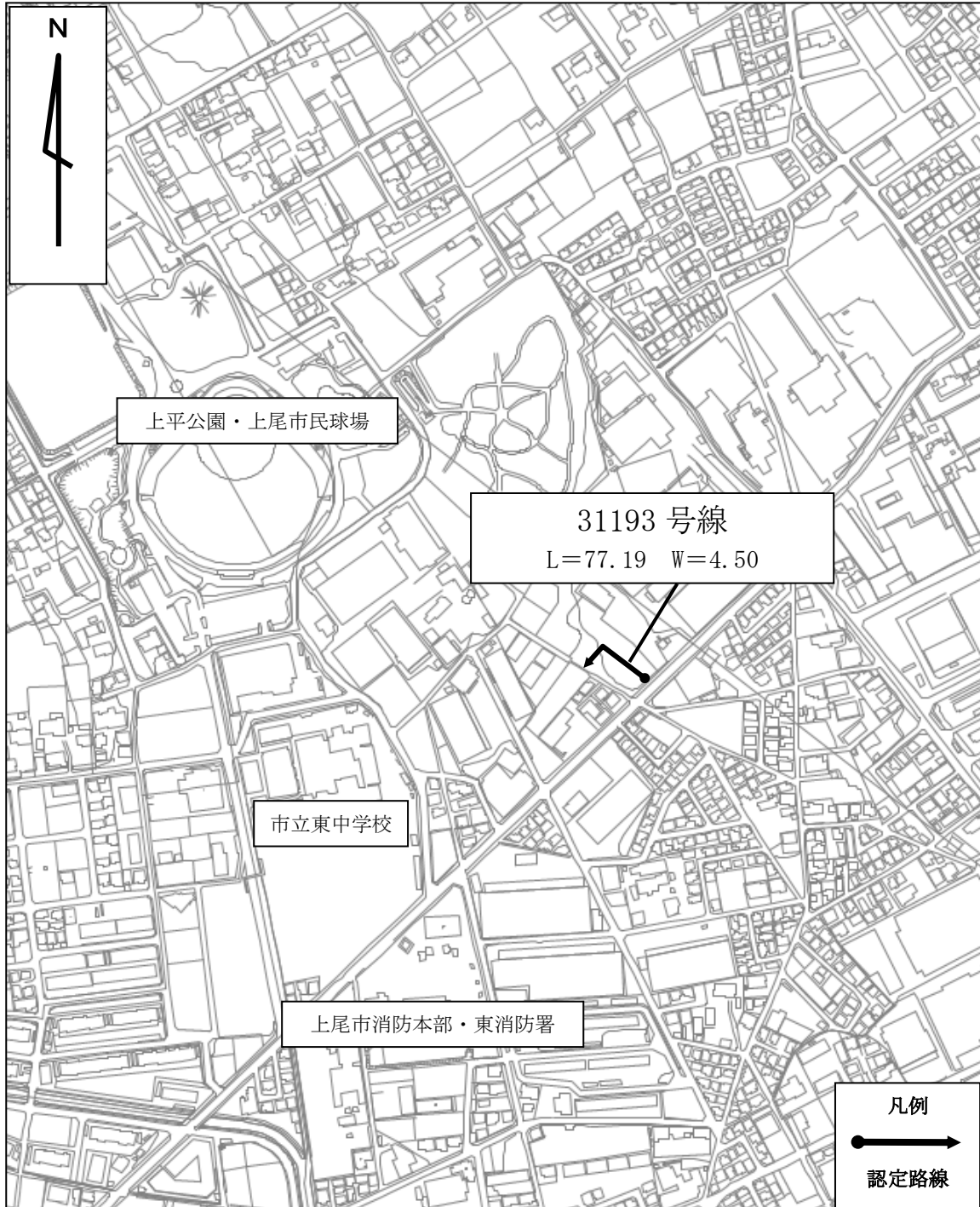
3ブロック



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

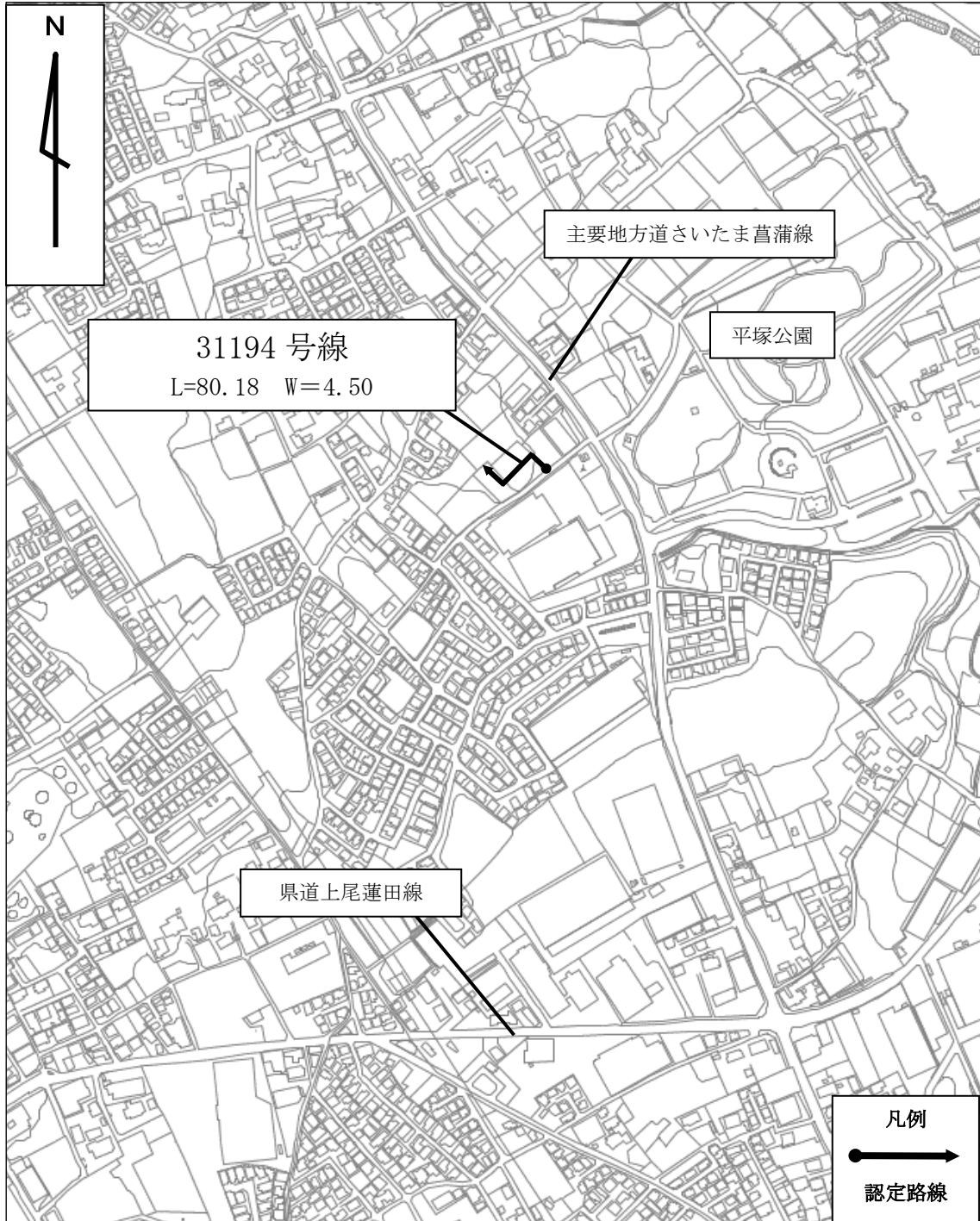
3ブロック



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

3ブロック



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

5ブロック

